

糖尿病対策専門委員会

(平成 29 年度)

糖尿病対策専門委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 糖尿病対策専門委員会

委員長 米田 真康

I. 年間活動概要

現行の第6次広島県保健医療計画（2013～2017年）が2017年度で終了するため、広島県の糖尿病診療の現状と課題や施策の方向性を確認し、次期第7次保健医療計画（2018～2023年）に向け、医療連携体制の構築を目標として、(1) 糖尿病診療の保健医療圏域の制定、(2) 各圏域における医療機関の医療機能の明確化、(3) 各圏域における糖尿病診療拠点病院及び中核病院の指定、の主に3点について、下記の日程で協議し決定した。

第1回：2017年8月4日（金）

第2回：2017年11月27日（月）

第3回：2018年3月5日（月）広島圏域会議

第4回：2018年3月14日（水）

(1) 糖尿病診療の保健医療圏域の制定について
広島県では、日本糖尿病学会認定糖尿病専門医が

94名（2018年1月時点）であり、糖尿病診療を主とする医師が慢性的に不足している。県内には糖尿病内科医の存在しない地域が存在し、特に県東部地域における糖尿病内科医不足は深刻である。各地域で医療連携体制を構築するために、糖尿病診療の保健医療圏域を細分化することなく、二次保健医療圏域と同様、広島、広島西、呉、広島中央、尾三、福山・府中、備北の7つに定めた。

(2) 各圏域における医療機関の医療機能の明確化について

7つの圏域内で糖尿病診療の初期から重症期まで完結させるため、糖尿病診療に係る医療機能を項目別に列挙し、「初期・安定期治療」、「教育治療」、「専門治療」、「急性増悪時治療」、「慢性合併症治療」に分類した。「慢性合併症治療」は、網膜症、腎症、神経障害、脳卒中（脳梗塞）、冠動脈疾患、末梢動脈疾患、足潰瘍・壊疽、歯周病にさらに分類した。担当し得る医療機能について、各医療機関にアンケート

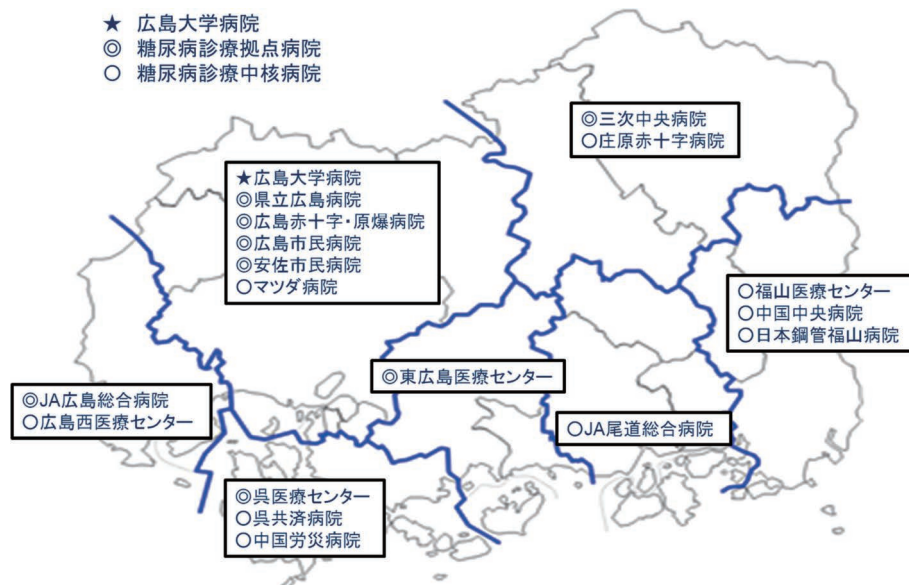


図1 糖尿病診療拠点病院・糖尿病診療中核病院

用紙を配布し、自己申告にて回答してもらった。その内訳は、病院 227 施設、診療所（広島市内）1,185 施設、診療所（広島市以外）843 施設に配布し、回収率はそれぞれ 59.9%、26.3%、48.3%であった。

（3）各圏域における糖尿病診療拠点病院及び中核病院の指定について

数に限りのある糖尿病内科医を効率よく配置し、専門治療や急性増悪時の治療など糖尿病患者の重症例や難治例に対応するため、各圏域に少なくとも 1 つ以上の「糖尿病診療拠点病院」、「糖尿病診療中核病院」を設置することとした。広島県糖尿病診療拠点病院等指定要綱を定め、広島県知事の認定により、2018 年 4 月 1 日付で指定することとなった。

上記の拠点病院及び中核病院については、永続的な指定ではなく、今後の状況に応じて定期的に見直すことにした。

（4）その他：平成 30 年度の検討事項（案）について
各医療機関の医療機能調査の結果をみながら、かかりつけ医の診療レベルの向上を目指し、日本糖尿病協会認定の糖尿病療養指導医の取得を促すとともに、各医療圏において糖尿病診療に関する研修会や症例検討会を開催し、拠点病院や中核病院と診療所との医療連携体制を構築する。

参 考 資 料

広島県糖尿病診療拠点病院等指定要綱

広島県糖尿病診療拠点病院等指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の糖尿病医療の連携体制において中心的な役割を担う病院を「広島県糖尿病診療拠点病院（以下「拠点病院」という。）」とし、拠点病院を補完する役割を担う病院を「広島県糖尿病診療中核病院（以下「中核病院」という。）」として指定することにより、広島県における糖尿病診療の水準の向上を促すとともに、糖尿病医療連携体制の一層の充実を図ることで、県民に安心かつ適切な糖尿病医療提供体制の確保を目的とする。

(定義)

第2条 拠点病院は、二次医療圏域の中核病院と連携し、糖尿病に関する医療連携体制を構築するとともに、人材育成を行い糖尿病医療の水準を向上する。

2 中核病院は、拠点病院と連携し、地域における糖尿病医療の提供体制を確保するため必要に応じて拠点病院の医療提供体制を補完する。

(指定等)

第3条 拠点病院及び中核病院（以下「指定病院」という。）は、第4条で定める要件をすべて満たしている医療機関について、知事が適当と認めるものを指定するものとする。

2 指定を受けようとする医療機関の開設者（以下「開設者」という。）は、別記様式第1号により申請書を知事に提出するものとする。

3 知事は、指定を行った場合、別途定める様式により、開設者に対し、その旨を通知する。

4 知事は、指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申出（別記様式第2号）があったときは、指定を取り消すことができる。

5 知事は、糖尿病診療の状況等について、必要に応じて指定病院から報告を求めることができる。

6 知事は、第3項による指定又は第4項による取り消しを行おうとする場合は、広島県地域保健対策協議会の所管の委員会において意見を聴取するものとする。前項による報告を求める場合も同じとする。

(指定要件)

第4条 指定に係る要件は、次のとおりとする。

(1) 拠点病院

ア 糖尿病内科の医師（日本糖尿病学会認定専門医、日本糖尿病協会認定療養指導医等）が3名以上常勤していること。

イ 広島県保健医療計画（平成30年3月改定）に定める「糖尿病の医療体制に求められる機能」を原則としてすべて備えていること。

ウ 24時間体制で急性増悪時の治療を担い、原則としてすべての合併症の治療が可能な体制が整っていること。

エ 複数種の医療スタッフから構成されるチームを編成し、教育治療及び専門治療を提供すること。

オ 地域において診療所と密接な医療連携体制を構築するとともに、糖尿病に関する研修会（症例勉強会等）を定期的に開催し、地域における人材を育成すること。

(2) 中核病院

ア 糖尿病内科の医師（日本糖尿病学会認定専門医、日本糖尿病協会認定療養指導医等）が1名以上常勤していること。

イ 広島県保健医療計画（平成30年3月改定）に定める「糖尿病の医療体制に求められる機能」を概ね備えていること。

ウ 急性増悪時の治療を担い、合併症治療に概ね対応が可能であること。

エ 地域において診療所と医療連携体制を構築し、診療所では実施できない教育や専門治療、慢性合併症の検査や治療を行い、その情報を共有すること。

(指定病院の役割)

第5条 指定病院は、地域の糖尿病医療連携体制の構築を推進するとともに、行政、大学、関係団体等と連携し、本県の糖尿病医療の水準の向上等に向けた取組を行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

広島県地域保健対策協議会 糖尿病対策専門委員会

委員長	米田 真康	広島大学病院内分泌・糖尿病内科
委員	石田 和史	JA 広島総合病院
	井上 映子	広島県薬剤師会
	牛尾 剛士	広島県医師会
	太田 逸朗	広島西医療センター
	岡村 緑	呉共済病院
	亀井 望	広島赤十字・原爆病院
	岸本 瑠衣	東広島医療センター
	國田 哲子	広島県医師会
	久保 敬二	県立広島病院
	久保田益亘	呉医療センター・中国がんセンター
	志和 亜華	広島市立安佐市民病院
	杉廣 貴史	市立三次中央病院
	東儀 宣哲	三原市医師会
	中島浩一郎	庄原赤十字病院
	中元 美恵	広島県看護協会
	沼尾 雄一	広島県栄養士会
	箱田 知美	日本鋼管福山病院
	久岡 桂子	広島市健康福祉局保健医療課
	日野 文明	JA 尾道総合病院
	平田 教至	福山市医師会
	藤川 るみ	グランドタワーメディカルコートライフケアクリニック
	横田 隆二	東広島地区医師会
	水木 一仁	広島市立広島市民病院
	山中 史教	広島県歯科医師会
	山根 公則	NTT 西日本中国健康管理センタ
	渡辺 慎一	広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課